

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案（熱中症関係）に関する意見募集の結果  
について

令和 7 年 4 月 15 日  
厚生労働省労働基準局  
安全衛生部労働衛生課

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案について、令和 7 年 1 月 30 日（木）から同年 3 月 1 日（土）まで御意見を募集したところ、32 件の御意見をいただき、うち 31 件は本件に関する御意見、残り 1 件は本件とは関係の無い御意見でした。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方については、次のとおりです（取りまとめの都合上、頂いた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約しております）。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	<b>【改正事項に関するご意見】</b> ○ 第 174 回安全衛生分科会資料に『職場における熱中症対策の強化について』があるが、今回、そこで示されている「体制整備」、「手順作成」、「関係労働者への周知」が事業者に罰則付きで義務付けられることになるのか。	ご認識のとおりです。
2	<b>【改正事項に関するご意見】</b> ○ 今後、今回の改正による規定の対象となる事業場では熱中症予防管理者の選任義務や選任に係る届出義務が生じるのか。 ○ 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン 実施要綱」に示されている「熱中症予防管理者」を条文に盛り込むことにより、一層、体制強化に繋がると思われる。	本改正においてはお尋ねの熱中症予防管理者の選任や選任に係る届出を義務付けるものではありません。 熱中症予防管理者の選任については、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の実施要綱に基づき、引き続き推奨してまいります。
3	<b>【改正事項に関するご意見】</b>	

	<p>○ 事業者側の義務に併せて、労働者にも義務（努力義務）を課した方が、労働者に意識付けが図られ、実効性が伴うと思われる。</p>	<p>本改正においては事業者のみに義務づけを行うこととしております。</p> <p>いただいた御意見については今後の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>【改正事項に関するご意見】</p> <p>○ 熱中症のおそれがある労働者を早期に発見できるようにするためには、暑熱順化していない労働者の確認及び対応並びに健康管理面からのアプローチも必要であると考えられることから、「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」の「第2 熱中症予防対策」の「3 健康管理」に記載の事項についても、「異常を早期に発見するため」の前段階の対応として盛り込むことを検討されたい。</p>	<p>健康管理面のアプローチについては、ご指摘のとおり「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和3年基発0430第3号別添。以下「熱中症予防基本対策要綱」という。）や、毎年実施している「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」の実施要領で実施を求めています。</p> <p>今回の改正で義務付けは行いませんが、引き続き「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」などの機会をとらえ、その実施を推奨してまいります。</p>
5	<p>【改正事項に関するご意見】</p> <p>○ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第22条第2号で掲げられる健康障害の要因に、熱中症にかかりやすい状況を指す「高湿」の文言を追記してほしい。また同時に、熱中症だけでなく、冬場のインフルエンザの感染リスクも想定し、「低湿」も今後の改正時にご検討いただきたい。</p> <p>○ 事業者の報告内容に熱中症による健康障害を生じた疑いが発生した日時、場所（熱中症暑さ指数は輻射熱の有無で計算式が異なるため、屋内が屋外か（太陽光が直接当たるか当たらないか）、屋内であっても熱源があるかどうか）、熱中症暑さ指数、熱中症暑さ指数がわからなければ温度、湿度だけでも入れる必要がある。暑さ指数や温度、湿度などは、どのような状況で発</p>	<p>本改正は熱中症による労働災害を防止するための措置として、報告体制の整備及び措置の内容等の策定並びにそれらの周知を事業者義務づけるもので、御指摘の文言の追記や報告事項の追加を行う予定はございませんが、本改正における「熱中症による健康障害を生ずるおそれのある作業」とは、「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間超の実施が見込まれる作業」と示すことを予定しており、湿度にも着目したものです。いただいた御意見については今後の参考とさせていただきます。</p>

	生したか数値で評価できるため、今後の対策に有効である。	
6	<p>【改正事項に関するご意見】</p> <p>○ 熱中症を早期に発見し適切な対応を図ることを目的としていることは理解できる。しかし、本義務の対象事業所の決定方法が明確でなく、本改正後に、明らかな高温作業を行う事業所以外は本規制の対象ではないと判断したが、被災者が出た場合に、措置を講ずるべきであったと後出しでの法令適用を受ける可能性があり、かつ法令の目的である「被災者を未然に防止する」ことが十分に達成できない懸念がある。</p> <p>ついては、以下のような対象事業所の明確な適用基準を示していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 化学物質のリスクアセスメントと同様、一定の判定基準に基づく作業環境アセスメントを自ら実施し、その結果に基づき必要な対応を行う。</li> <li>・ 「冷房設備がなく外気導入のみで換気を行う事業所および屋外作業を行う事業者」を全て本規制の対象とする。</li> </ul>	<p>本改正における「熱中症による健康障害を生ずるおそれのある作業」とは、「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間超の実施が見込まれる作業」であることを通達で示すことを予定しており、これに該当する作業を行う場合には本改正による措置を講ずる義務が生じます。</p> <p>また、これに該当しない作業についても、作業強度や着衣の状況によりWBGT基準値を超える場合は熱中症のリスクが高まるため、同様の措置を通達等で推奨することを予定しています。</p>
7	<p>【措置の具体的な内容に関するご意見】</p> <p>○ 事業者が講ずべき措置として、熱中症アラート発令時には、自社の上長、現場の監督者、客先担当者等を受信者とした、作業員の健康状況を定期的に発信させる発信器の携帯を徹底させることとしてはどうか。2名作業を原則とすることも考えられるが、費用面等を考慮すると実現が難しいのではないか。</p>	<p>本改正では、報告体制を整備し、並びに熱中症の症状の悪化を防ぐ措置の内容及び当該措置の実施手順を定めるとともに、当該体制並びに定められた措置の内容及び手順について熱中症を生ずるおそれのある作業に従事する者へ周知することを事業者に求めることとしており、その具体の実施方法まで指定するものではないが、改正省令の施行に際して</p>

		は、推奨される実施方法を通達等でお示しする予定です。
8	<p>【措置の具体的な内容に関するご意見】</p> <p>○ 報告体制の整備・周知について、体調不良時等の報告体制を既に整備しており、かつその周知を既に行っている場合に、今回の改正による追加の対応は必要になるのか。</p> <p>○ 重篤化を防ぐための措置や手順の周知について、関係各所で公開されている対応マニュアル等の周知や作業場所への掲示による対応が考えられるが、他に実施すべき事項はあるのか。</p>	<p>本改正に基づき義務付けられる措置を既に講じていると評価できる場合には、追加の対応は必要ありません。</p> <p>本改正により義務付けられる「報告体制の整備」、「実施手順の作成」、「関係労働者への周知」の具体的な内容は、追って通達等でお示しする予定です。</p>
9	<p>【措置の具体的な内容に関するご意見】</p> <p>○ それぞれの措置内容として、具体的に以下の内容でよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体制整備：WBGT 値の状況把握とそれに応じた作業制限を決めること。また、働く者同士が注意し合い、体調不良な人に気づけるよう活動すること。</li> <li>・手順作成：体調不調者の救護、処置を決め、社内連絡や病院・消防への連絡手順を決めること。</li> <li>・関係労働者への周知：作業前ミーティングや安全衛生委員会等で熱中症対策活動内容を周知すること。</li> </ul> <p>○ 「体制整備」、「手順作成」、「関係労働者への周知」の実施の具体例はどのようなものがあるか。</p> <p>○ 本改正により法令上求められる具体の対応として、以下を行うことでよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・WBGT 値掲示用のポスターに発症防止の対策を記載し、朝礼、昼礼時に 本日の WBGT 値を作業員へ周知する</li> </ul>	<p>本改正により義務付けられる「報告体制の整備」、「実施手順の作成」、「関係労働者への周知」の具体的な内容は、追って通達等でお示しする予定です。</p>

	<p>・上記とは別に、発症時の対策を別冊として、詰め所等に掲示（保管）する</p> <p>・労働災害発生時の救急指定病院を別途掲示または周知する</p> <p>また、これらの対応を前提とすると、ペーパーレスで措置を実施することは不可と考えて良いか。</p>	
10	<p>【措置の具体的な内容に関するご意見】</p> <p>○ 熱中症の症状がある労働者を見つけるための措置として、ウェアラブルデバイス等の活用が推奨されているが、ウェアラブルデバイスのうち深部体温測定センサーは通達等で推奨が行われると入手が難しくなることが予想される。公布から施行までの期間を踏まえ、省令案による義務、努力義務、推奨の範囲を知り、早めの対応を行いたい。</p>	<p>本改正により義務付けられる「報告体制の整備」、「実施手順の作成」、「関係労働者への周知」の具体的な内容は、追って通達等でお示しする予定です。</p> <p>なお、ウェアラブルデバイス等の活用は想定される取組の一つですが、これのみを本改正に基づく措置の方法として推奨することは考えていません。</p>
11	<p>【措置の具体的な内容に関するご意見】</p> <p>○ 「医療機関への搬送」とあるが、あらかじめ定めることとされている必要な措置の内容及び実施手順には、具体的な医療機関名まで定める必要があるのか。仮に、具体的な医療機関名まで定める場合、医療機関の混雑状況に関わらず、画一的な運用となり、かえって熱中症による健康障害を生ずるおそれがある。</p>	<p>事業者が定める報告体制や手順等については、熱中症の疑いがある者を認めた場合に、当該者の熱中症を重症化させないために実施する措置をあらかじめ定めておくことを目的としているため、事業者が定めた内容は合理的に実施可能な内容である必要があります。</p> <p>そのうえで、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順等として、具体的に医療機関名等を定めた場合であっても、現実には熱中症の疑いがある者が生じた場合に、当該手順等により対応することが目的に照らして不合理となっている場合は、</p>

		あらかじめ定めた内容に限らず、熱中症を重症化させないための適切な措置を講じる必要があります。
12	<p>【措置の実施に関するご意見】</p> <p>○ 報告体制の設置・周知を行った上で、実際には当該報告体制が作業の多忙さなどにより当該体制が機能しないことは容易に想定されるが、その場合、今回の改正による法令の内容に違反しないということによいか。また、熱中症の症状の重篤化を防ぐために必要な措置は、その内容については事業者が自由に定めていけばよく、例えその措置に致命的欠陥があったとしても法的には問題ないという理解でよいのか。</p>	<p>本改正においては、あらかじめ定めた報告体制や手順等に基づき、実際に措置を講ずることについてまで義務付けるものではありませんが、手順等の作成等に当たっては、熱中症の重篤化を防止する観点から、合理的に実施可能な内容を定める必要があります。</p> <p>また、実際の対応に際しては、あらかじめ作成した手順を踏まえ、適切に対応して頂くことが望ましいですが、状況によっては、手順どおりに措置を講ずることが難しい場合であっても、熱中症の重篤化を防止するため、状況に応じた合理的な措置を講じていただく必要があります。</p>
13	<p>【熱中症の定義に関するご意見】</p> <p>○ 「熱中症」の症状がどのようなものか定義していただきたい。</p>	<p>「熱中症」については、熱中症予防基本対策要綱において、「体温を平熱に保つために汗をかき、体内の水分や塩分(ナトリウムなど)の減少や血液の流れが滞るなどして、体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされたりすることにより発症する障害の総称」とされており、改正省令の施行に際しては、この内容を踏まえ、「熱中症」の定義を通達等でお示しすることとしております。</p>
14	<p>【熱中症予防や対処法に関する教育に関するご意見】</p> <p>○ 本改正により、事業者は熱中症予防管理者による熱中症教育を各現場で実施する事が求められるのか。またそ</p>	<p>本改正は新たに熱中症に関する教育を義務付けるものではありませんが、熱中症を生ずるおそれがある作</p>

	<p>の場合、建設業のような重層下請け構造の中で、一次下請業者が二次下請業者の作業員への教育を実施してもよいか。</p>	<p>業に労働者を従事させる際には労働安全衛生法第59条第1項による安全衛生教育を実施する必要があります。その内容については具体的に定められていませんが、熱中症に関する望ましい教育の内容や実施頻度等については、引き続き、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」の実施要綱に基づき教育の実施を推奨してまいります。</p> <p>なお、前記の労働安全衛生法第59条第1項に基づく安全衛生教育を実施する義務についてはそれぞれの労働者を使用する事業者の義務ですが、その具体的な実施にあたり、元請事業者に委託し、まとめて実施することは可能です。</p>
15	<p>【熱中症予防や対処法に関する教育に関するご意見】</p> <p>○ 熱中症の教育については、労働安全衛生法第59条並びに労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第36条第1項第5号及び第7号に基づき実施することとされたい。</p> <p>また、クールワークキャンペーン実施要綱で示されている労働者向け労働衛生教育（雇入れ時又は新規入場時）の事項については、最低限の教育実施時間を明示していただきたい。</p> <p>更に、定期的に反復継続して教育等が行われるように考慮されたい。</p> <p>教育については、有識者によるヒアリング結果において非常に重要とされており、労働者の取組の確実な実施、教育の質、内容を担保するために必要である。</p>	<p>本改正は新たに熱中症に関する教育を義務付けるものではありませんが、熱中症を生ずるおそれがある作業に労働者を従事させる際には労働安全衛生法第59条第1項による安全衛生教育を実施する必要があります。その内容については具体的に定められていませんが、熱中症に関する望ましい教育の内容や実施頻度等については、引き続き、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」の実施要綱に基づき教育の実施を推奨してまいります。</p> <p>またご提案いただいた内容につきましては今後の参考とさせていただきます。</p>

16	<p>【施行時期等に関するご意見】</p> <p>○ 公布から施行までの期間が短く、対応が間に合わない事も考えられるが、猶予期間（準備期間）は設定されるのか。</p> <p>○ 公布日から施行日までの期間が短いため、体制整備、必要な措置、実施手順の例を示す必要がある。</p>	<p>本改正は令和7年6月1日から施行することとしています。</p> <p>改正省令の施行に際しては、過去のキャンペーンでお示したリーフレット等も参考に、具体例について通達等でお示するとともに、適切な周知に努めてまいります。</p>
17	<p>【施行時期等に関するご意見】</p> <p>○ 省令案の公表はいつになるのか。</p>	<p>本件意見募集において案について意見を募集した省令については、本日公布されております。</p>
18	<p>【適用範囲に関するご意見】</p> <p>○ 今回の改正に係る規定は、事業場の業種や人員数を問わず適用されるのか。</p>	<p>本改正の適用については、事業場の業種や人員数を問わず対象となります。</p>
19	<p>【「熱中症を生ずるおそれのある作業」に関するご意見】</p> <p>○ 「報告体制の整備」、「実施手順の作成」、「関係労働者への周知」が必要な熱中症のおそれがある作業とは、「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間以上の実施」と考えてよいか。それ以外の場合でも、熱中症のおそれがあるとして「報告体制の整備」、「実施手順の作成」、「関係労働者への周知」が求められるのか。</p> <p>○ 労働安全衛生法第22条第2号の措置や労働安全衛生規則第617条に定める事業場での措置についてもこれらの措置が求められるのか</p>	<p>「熱中症による健康障害を生ずるおそれのある作業」は、「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間以上の実施が見込まれる作業」であることを通達で示す予定です。</p> <p>これに該当しない作業については、法令に基づく措置義務の対象とはしませんが、作業強度や着衣の状況によりWBGT基準値を超える場合は熱中症のリスクが高まるため、同様の措置を講ずることについて通達等で推奨することを予定しています。</p>
20	<p>【WBGT値等の測定に関するご意見】</p> <p>○ 『WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下』の確認については、確認方法を明確にしていきたい。</p>	<p>WBGT値や気温については、実際に作業が行われる場で実測することが基本ですが、通風のよい屋外作業などで天気予報、スマホのアプリ、環境</p>

	<p>さらに、気温測定だけでは前提条件となる環境の確認ができず WBGT 測定が必要であり、また通達上記載がある環境省熱中症予防情報サイトでの確認は5月から10月の期間でしか行えず、当該期間以外でも熱中症が発生している状況であるため、原則各作業場において WBGT 測定器による環境測定を行うこととすべき。</p> <p>なお、原則 WBGT 測定器による測定を義務付けとし、測定値の精度が担保できる外部 WBGT 値測定公表機関等（環境省熱中症予防情報サイト等）による WBGT 値の確認を行った場合には同等の措置とみなす等の扱いとする等は考えられるのではないか。</p> <p>○ 今後、WBGT 値や温度の測定基準、測定器の要求規格、測定器の精度管理検定要求などは定められるのか。</p>	<p>省の運営する熱中症予防情報サイト等の活用によって判断可能な場合には、これらを用いても差し支えありません。</p> <p>WBGT 値の測定については、正確に測定するためには日本産業規格 JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計で測定いただくことが望ましいと考えます。また、WBGT 値の測定方法についても、日本産業規格 JIS Z 8504 を参考にさせていただければと思います。</p> <p>気温の測定については、著しい暑熱の屋内作業場における作業環境測定の際の測定方法等を定めた作業環境測定基準（昭和 51 年労働省告示第 46 号）第 3 条を参考にしてください。</p> <p>WBGT 値や気温の測定結果について、本改正は記録や保存を義務付けるものではありませんが、事業場における熱中症予防対策や熱中症の重症化を予防するための取組に必要な範囲で記録・保存していただくことが望ましいと考えます。</p>
21	<p>【WBGT 値等の測定に関するご意見】</p> <p>○ 省令の適用の前提として考えられている『WBGT28 度以上又は気温 31 度以上の環境下』を事業者が確認した結果について、記録方法（実施日時、確認方法、確認結果及び記録者の氏名表記等）、記録様式の使用、記録の保存期間について、義務付けることとしていただきたい。また、記録を作成することとした場合、記録作成者は、一定の熱中症に係る知識を有する者であれば可能と思われませんが、確認内容の精度を担保するため衛生管理者、安全衛生推</p>	<p>WBGT 値や気温の測定結果について、本改正は記録や保存を義務付けるものではありませんが、事業場における熱中症予防対策や熱中症の重症化を予防するための取組に必要な範囲で記録・保存していただくことが望ましいと考えます。</p>

	進者、衛生推進者、熱中症予防管理者等の一定の要件を満たした限定者に行わせることとされたい。	
22	<p>【措置の実施に係る設備等に関するご意見】</p> <p>○ 「熱中症による健康障害を生ずるおそれのある作業」とあるが、その判断を行うためには熱中症指数計が必須となるのか。仮に、熱中症指数計が必須となるのであれば、作業場所に応じて熱中症指数計が必要になることから、補助金を導入すべき。</p> <p>○ 熱中症の症状がある労働者を見つけるための措置として、ウェアラブルデバイス等の活用が推奨されているが、購入するとなると事業者の負担が増えることとなる。購入の補助金などの予定はあるか。</p> <p>○ WBGT 測定器を導入するにあたっては新たな金銭的な負担が生じるため、導入支援補助金事業等の実施を検討されたい。</p>	<p>熱中症のおそれのある作業に該当するか否かの判断に際しては、WBGT 値だけでなく、気温によって判断することも可能であるため、現場の実情に応じた適切な方法で対応していただくようお願いします。</p> <p>本改正は報告体制の整備と関係作業員への周知等を義務付けるものであり、ウェアラブルデバイスの活用等報告体制の具体的な手法まで義務付けるものではありませんが、改正省令の施行に際しては、ウェアラブルデバイスに限らず、推奨される実施方法を通達等でお示しする予定です。</p>
23	<p>【重層請負関係における実施に関するご意見】</p> <p>○ 重層請負の場合の措置義務者については、2023 年に省令改正のあった一人親方等の保護措置と同様の考え方でよいか。</p> <p>○ 建設業では重層請負体制のもと、事業者は大小さまざまな会社が混在しており、各事業者が義務付けする報告体制を整備するには、元請の強い指導が必要な場合が一般的である。作業環境が様々に異なる建設業で、事業者独自で重篤化を防ぐための必要な措置及び実施手順をあらかじめ定め、</p>	<p>今回、事業者に対して新たに義務付ける措置は、個々の事業者に対して義務付けられている労働安全衛生法第 22 条に基づく措置の具体的な内容を規定するものです。従って、建設現場のような重層請負の場合は、同一の場所で、複数の事業者が熱中症のおそれのある作業を行う場合には、全ての事業者が今回改正する省令に基づく措置義務を負うこととなります。</p> <p>そのような場合については、本改正により義務付けられる「報告体制の整備」等について、当該場所で作業</p>

	<p>周知実行する事は困難ではないかと考える。</p> <p>○ 今般の省令改正に関して、建設業の元請としての義務はどの程度のものなのか、具体的にご教示いただきたい。</p>	<p>に従事する全ての事業者について一元的に実施することが合理的な場合も想定されることから、例えば、全ての関係請負人が参加する協議組織において協議の上、元方事業者が代表して「報告体制の整備」、「実施手順の作成」、「関係労働者への周知」を実施することも考えられ、このようなケースでは、関係請負人が重ねてこれらの措置を実施する必要はありません。</p>
24	<p>【請負関係における実施に関するご意見】</p> <p>○ 個人情報などの観点より、元請が全責任を負い、健康障害を予防・管理することは難しく、厳しいと思われるため、熱中症による健康障害防止に係る文章には、事業者だけではなく『関係請負人』の義務についても強調してほしい。</p>	<p>今回、事業者に新たに義務付ける措置は、個々の事業者に対して義務付けられている労働安全衛生法第22条に基づく措置の具体的な内容を規定するものです。また、本改正では熱中症による健康障害の防止のための健康管理まで求めるものではございませんが、元方事業者のリーダーシップのもと、すべての関係請負人が参加する協議組織において、現場全体で効果的に健康障害の防止を図るための具体的な方法について協議していただくことが重要です。</p>
25	<p>【経口補水液について】</p> <p>○ 熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐための対応における事業者の責務についての改正案に賛同いたします。さらに脱水を伴う熱中症の初期段階における効果的な対策の一環として「経口補水療法」の実施を盛り込むべき。</p>	<p>水分・塩分の摂取は、作業時における熱中症予防の観点はもとより、熱中症の疑いが生じた場合における重症化を防止する観点からも極めて重要であり、摂取する水分・塩分として、「経口補水液」を用いることは効果的であることから、熱中症予防基本対策要綱等で推奨してまいります。</p>

26	<p><b>【改正内容の周知に関するご意見】</b></p> <p>○ 各事業場は、具体的な活動例や推奨される活動例の情報があると、熱中症対策に取り組みやすくなると考えられるため、今後、省令案も含め、熱中症対策情報の公開や事業者向け説明会の予定はあるのか。</p>	<p>具体的な活動例を盛り込んだ各種リーフレット等を厚生労働省ホームページに掲載しているところですが、改正省令の施行に際しては、当該リーフレット等も参考に今回新たに義務付ける「体制整備」、「手順作成」、「関係労働者への周知」の具体的な実施内容について通達、リーフレット等でお示しし、また説明会の開催については未定ですが、様々な手法により熱中症対策情報の適切な周知に努めてまいります。</p>
----	--	---

※上記のほか、1件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。